

## 研修開始、実地研修修了までの流れ

研修開催要綱、カリキュラム〔カリキュラム別紙1、別紙2〕をご確認ください。

### ①受講希望者、就業事業所から提出いただく書類（事業所→センター）

- 〔様式1号〕受講推薦書兼申込書（科目免除、特定行為の追加コースの方は以下の書類も必要です。）
  - ・科目免除コースの方
    - 〔様式3-1号〕一部履修免除申出書
    - 研修修了証等の写し等
  - ・特定行為の追加コースの方
    - 〔様式3-2号〕認定特定行為従事者証明書
    - 認定特定行為業務従事者認定証の写し
- 〔様式2号〕指導看護師調書及び承諾書
 

（当センターで初めて指導看護師の登録をされる方は以下の書類も必要です。）

  - 看護師免許証の写し
  - 喀痰吸引等研修（指導看護師）研修講師履歴書
  - 指導看護師の指導者養成講習修了書の写しもしくは医療的ケア教員講習会修了書の写し

### ②実地研修の依頼手続き（センター→事業所）

- ・〔様式4-1号〕「喀痰吸引等研修」における実地研修機関について（依頼）を当センターから、各実地研修事業所へ送付します。

### ③実地研修の承諾の手続き（事業所→センター）

〔様式4〕実地研修施設の基準を確認いただき、以下の承諾関係書類の提出をお願いします。

- 〔様式4-3号〕実地研修に係る確認シート
- 〔様式4-4号〕実地研修実施承諾書

### ④書類選考、結果の連絡（センター→事業所）

募集要項に記載されている日までに、全受講希望者に受講決定通知書の送付。

### ⑤基本研修・演習

- ・カリキュラムに沿って基本研修、筆記試験、演習（評価）を実施します。
- ・全てのカリキュラムを修了した後、各事業所で実地研修に入ります。

### ⑥実地研修開始前に書類提出依頼、確認後開始指示（事業所→センター）

以下の書類の写しを登録研修機関（当センター支部）に提出、確認後に実地研修開始の指示を行います。この指示があるまで実地研修はスタート出来ません。

- 〔様式8-1号〕喀痰吸引業務（特定行為業務）計画書の写し
- 〔様式8-2号〕受講者 実地研修 誓約書の写し
- 〔様式8-3号〕利用者様の同意書の写し
- 〔様式8-4号〕医師の実地研修指示書の写し

### ⑦実地研修修了後に提出いただく書類（事業所→センター）

- 〔様式8-5号〕喀痰吸引等業務（特定行為業務）実施状況報告書の写し
- 〔様式8-6号〕ヒアリハット・アクシデント報告書の写し（発生後、遅滞なく提出要）
- 〔様式8-7号〕各特定行為の評価票の写し
- 〔様式8-8号〕指導看護師の実地研修実施結果一覧表
- 〔様式8-9号〕各実地研修機関代表者からの実地研修修了報告書

### ⑧研修修了証明書の発行（センター→事業所、センター→県）

- ・地研修の修了を確認後、登録研修機関名（当センター支部長）で実地研修修了行為を記載した修了証明書を発行します。
- ・広島県に実施結果報告書並びに研修修了者管理簿を提出します。

### ⑨研修修了者は県へ認定特定行為業務従業者認定証交付申請を行う （事業所→県）

認定証の交付を受け、事業所も登録喀痰吸引等事業者登録を受けて初めて行為が出来ます。